

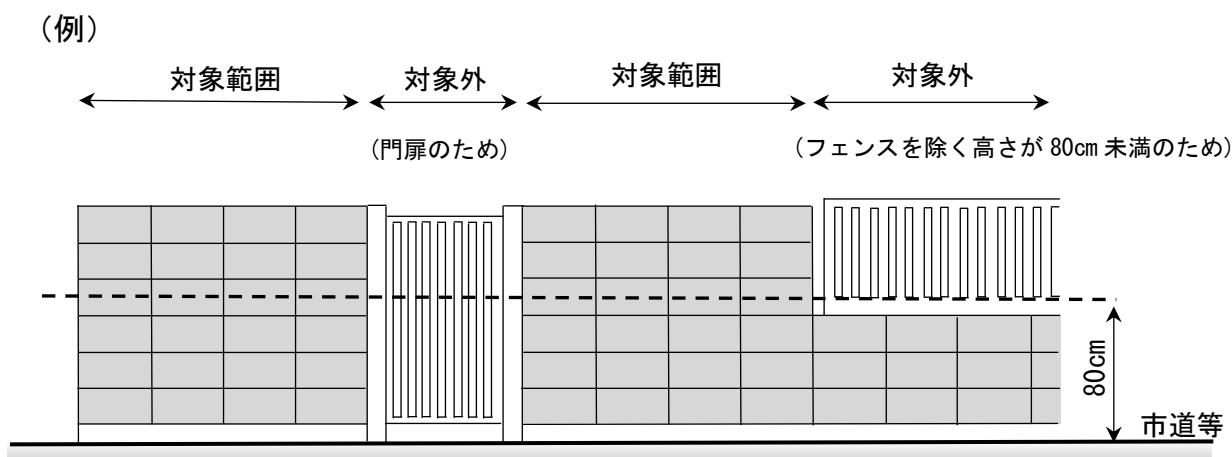
# ブロック塀等の撤去費用を補助します

地震災害に対し、ブロック塀等の倒壊による被害を未然に防ぐため、川越市道等に面する危険なブロック塀等の撤去費用の一部を補助する制度です。

## 1. 対象となるブロック塀等

- 川越市道、県道又は国道に面する高さ 80cm 以上のブロック塀等(※)で、地震により倒壊するおそれがあるものとして、一定の基準に該当するもの。
- 私道や隣地に面するものは対象外です。詳しくはお問い合わせください。

※ブロック塀等：補強コンクリートブロック造の塀、石造・その他の組積造の塀、鉄筋コンクリート組立塀（万年塀）



## 2. 補助を受けられる方

- 対象となるブロック塀等の所有者又は管理者等（マンションの管理組合等）

## 3. 補助の対象となる工事

- 上記 1 で対象となったブロック塀等の全てを解体する工事で、撤去及び発生材の処分を含みます。ただし、健全な状態の鉄筋コンクリート造の基礎は残すことができます。
- 住宅など建築物の解体と併せて実施する場合は補助対象外となります。

## 4. 補助金の額

(1) 市道等に面する場合（限度額 10 万円）

次の①、②のうちいずれか少ない額の 2 分の 1（千円未満は切り捨て）

①撤去に要する額

②撤去する塀の見付面積に 1㎡あたり 1 万 3 千円を乗じた額

(2) 市道等が小中学校の通学路又は緊急輸送道路に該当する場合（限度額 15 万円）

次の①、②のうちいずれか少ない額の 3 分の 2（千円未満は切り捨て）

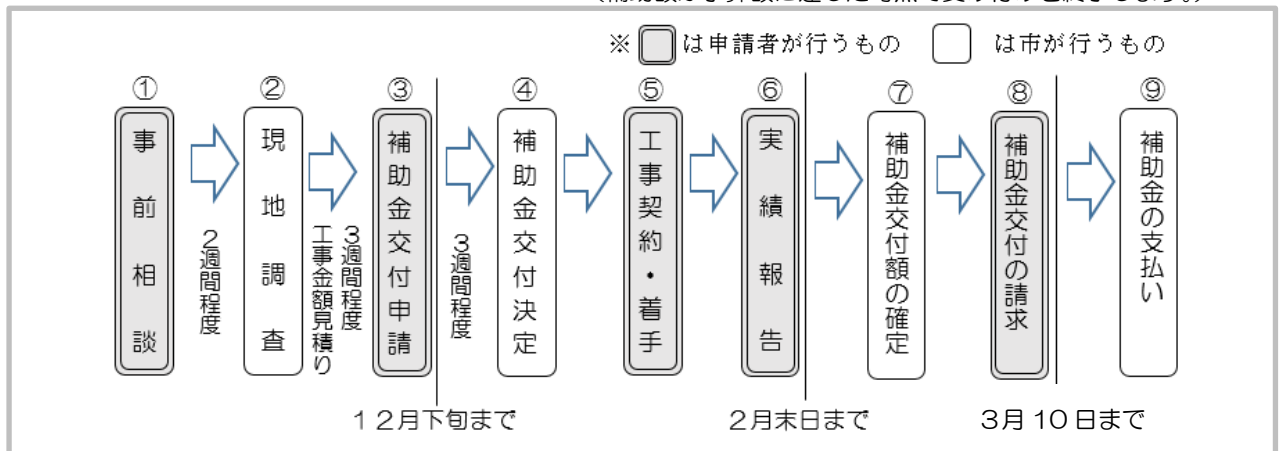
①撤去に要する額

②撤去する塀の見付面積に 1㎡あたり 1 万 3 千円を乗じた額

## 5. 申請手続きの流れ

受付期間：4月1日～12月下旬

（補助額が予算額に達した時点で受け付けを終了します。）



### ○申請に必要な書類

#### 【補助金交付申請（上記③）】

市の様式	補助金交付申請書（様式第1号）
その他	付近見取図、見積書、現況写真、ブロック等塀の見付面積が確認できる図面

注）下記以外に必要なにも応じて追加の書類を求める場合があります

#### 【実績報告（上記⑥）】

市の様式	補助金交付実績報告書（様式第7号）
その他	工事契約書等の写し、工事費の領収書の写し、撤去工事後の写真

注）下記以外に必要なにも応じて追加の書類を求める場合があります

## 6. 事前相談と現地調査

○補助金の申請にあたっては、以下の事項について確認をするため、必ず事前相談をお願いいたします。（事前相談票はホームページからダウンロードできます。）

- ・補助対象となるブロック塀等であるかどうか
- ・申請者が補助対象に該当するかどうか
- ・補助対象となる工事であるかどうか
- ・ブロック塀等が所在する現地の状況（立会いをお願いいたします。）

### お問い合わせ

川越市 建築指導課 建築指導担当：TEL 049-224-5974 FAX 049-224-9800